

○内閣府令第三十三号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）等の施行に伴い、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第一条 内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表二の二(第二条関係)

定年前再任用短時間勤務職員(国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員)又は暫定再任用職員(国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員)の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

[略]

別表三(第二条関係)

特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
内閣府事務次官	経済財政諮問会議の議員(関係機関の長及び有識者)
内閣府審議官	総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員(有識者)
内閣府経済社会総合研究所長	国家戦略特別区域諮問会議の議員(有識者)
宮内庁次長	中央防災会議の委員(指定公共機関の代表者及び有識者)
公正取引委員会事務総長	男女共同参画会議の議員(有識者)
金融庁長官	食品安全委員会の非常勤の委員
消費者庁長官	原子力委員会の非常勤の委員
子ども家庭庁長官	衆議院議員選挙区画定審議会委員
	国会等移転審議会委員
	公益認定等委員会の非常勤の委員
	再就職等監視委員会委員
	日本学術会議会長及び同副会長

改正前

別表二の二(第二条関係)

再任用職員(国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員)の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

[同上]

別表三(第二条関係)

特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
内閣府事務次官	経済財政諮問会議の議員(関係機関の長及び有識者)
内閣府審議官	総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員(有識者)
内閣府経済社会総合研究所長	国家戦略特別区域諮問会議の議員(有識者)
宮内庁次長	中央防災会議の委員(指定公共機関の代表者及び有識者)
公正取引委員会事務総長	男女共同参画会議の議員(有識者)
金融庁長官	食品安全委員会の非常勤の委員
消費者庁長官	原子力委員会の非常勤の委員
	衆議院議員選挙区画定審議会委員
	国会等移転審議会委員
	公益認定等委員会の非常勤の委員
	再就職等監視委員会委員
	日本学術会議会長及び同副会長

東宮大夫
式部官長
個人情報保護委員会の非常勤の委員
カジノ管理委員会の非常勤の委員
公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

東宮大夫
式部官長
個人情報保護委員会の非常勤の委員
カジノ管理委員会の非常勤の委員
公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

備考 表中の「」の記載は注記である。

(内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部改正)

第二条 内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令(昭和三十年総理府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

(内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部改正)

第三条 内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令(昭和三十六年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

部局長	「略」 消費者庁長官 子ども家庭庁長官
部局	「略」 消費者庁 子ども家庭庁

改正前

別表

部局長	「同上」 消費者庁長官
部局	「同上」 消費者庁

備考 表中の「」の記載は注記である。

(内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部改正)

第四条 内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令(昭和三十七年総理府令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を囑託する職員を次のとおり指定する。</p> <p>〔略〕</p> <p>内閣府宇宙開発戦略推進事務局長</p> <p>〔略〕</p> <p>沖縄総合事務局長</p> <p>〔略〕</p> <p>道警察方面本部長</p> <p>子ども家庭庁長官官房参事官</p> <p>国立児童自立支援施設の長</p>
<p>改正前</p>	<p>内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を囑託する職員を次のとおり指定する。</p> <p>〔同上〕</p> <p>内閣府宇宙開発戦略推進事務局長</p> <p>子ども・子育て本部審議官（併任の者を除く。）</p> <p>沖縄総合事務局長</p> <p>〔同上〕</p> <p>道警察方面本部長</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正)

第五条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第四条 「略」</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第十九条第三号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 <u>法第十九条各号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>二 幼稚園 <u>法第十九条第一号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>三 保育所 <u>法第十九条第二号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第十九条第一号</u>に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設<u>設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等</u>に基づく選考その他公正な方法(第四項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第四条 「同上」</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第十九条第一項第三号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 <u>法第十九条第一項各号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>二 幼稚園 <u>法第十九条第一項第一号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>三 保育所 <u>法第十九条第一項第二号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第十九条第一項第一号</u>に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第十九条第一項第一号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設<u>法第十九条第一項第一号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設<u>設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等</u>に基づく選考その他公正な方法(第四項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p>

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

〔4・5 略〕

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 「略」

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

〔4・5 同上〕

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 「同上」

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当

する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

〔一・二 略〕

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千一百円)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ

する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

〔一・二 同上〕

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千一百円)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ

れ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)

(1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

ハ 「略」

〔四・五 略〕

〔5・6 略〕

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども(心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。)

〔一・二 略〕

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 保育所 児童福祉施設(設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 「略」

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての

れ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)

(1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

ハ 「同上」

〔四・五 同上〕

〔5・6 同上〕

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども(心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。)

〔一・二 同上〕

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 保育所 児童福祉施設(設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 「同上」

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての

重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

【一〇三 略】

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

【五〇十一 略】

（特別利用保育の基準）

第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあ

重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

【一〇三 同上】

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

【五〇十一 同上】

（特別利用保育の基準）

第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあ

るのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第二号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、「同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならぬ。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

るのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、「同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならぬ。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ1中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ2中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあつては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあつては六人以上十人以下、居宅訪問型保育

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数」と、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ1中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ2中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあつては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあつては六人以上十人以下、居宅訪問型保

事業にあつては一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第三十九条 「略」

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

保育事業にあつては一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第三十九条 「同上」

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するも

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合)にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

のとする。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合)にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「同条第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第十九条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第二項中「法第二十九条

教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第

第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正)

第六条 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(法第七条第十項第四号の基準)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>イ 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一(保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人)以上に相当する数のものが、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有するものであること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。</p> <p>(i) 過去三年間に保育した小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人であること。</p>	<p>(法第七条第十項第四号の基準)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>イ 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一(保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人)以上に相当する数のものが、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有するものであること。</p>

(ii) 外国の保育資格を有する者その他外国人である小学校就学前子どもの保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。

(iii) 保育士の資格を有する者を一人以上配置していること。

(3)・(4) 略

〔ロ〕ホ 略

へ 健康管理及び安全管理

(1)・(10) 略

(11) 施設設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。

(12) 職員に対し、安全計画について周知されるとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的の実施されていること。

(13) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

(14)・(15) 略

(16) 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行動されているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

(17)・(19) 略

(3)・(4) 同上

〔ロ〕ホ 同上

へ 健康管理及び安全管理

(1)・(10) 同上

(11) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。

〔加える。〕

〔加える。〕

(12)・(13) 同上

〔加える。〕

(14)・(16) 同上

(20) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。

(21) 〔略〕
(25) 〔略〕

二 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

〔イ〜ハ 略〕

ニ 第一号イ(3)及び(4)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びにへ(1)、(4)及び(7)から(25)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ニ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(6)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(22)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のもの 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 第一号イ(3)及び(4)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)、(8)、(10)及

(17) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。

(18) 〔同上〕
(22) 〔同上〕

二 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 第一号イ(3)及び(4)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びにへ(1)、(4)及び(7)から(22)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ニ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(6)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(19)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のもの 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 第一号イ(3)及び(4)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)、(8)、(10)及

び(11)並びにへ(1)、(4)及び(7)から(25)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ニ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(22)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」、(25)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(法第七条第十項第五号の基準等)

第一条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

「一〜三 略」

四 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施すること。

イ 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

「ロ・ハ 略」

五 「略」

2 「略」

(法第十九条第二号の内閣府令で定める事由)

び(11)並びにへ(1)、(4)及び(7)から(22)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ニ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(19)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」、(22)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(法第七条第十項第五号の基準等)

第一条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

「一〜三 同上」

四 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施すること。

イ 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

「ロ・ハ 同上」

五 「同上」

2 「同上」

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条の五 法第十九条第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子ども保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

「一〇十 略」

(認定の申請等)

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子ども保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 認定を受けようとする法第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども区分

四 法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2 「略」

3 第一項の申請書（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を經由して提出することができる。

4 第一項の申請書（法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を經由して提出することができる。

5 「略」

(法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項)

第六条 法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子ども保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

「一〇十 同上」

(認定の申請等)

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子ども保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 認定を受けようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分

四 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2 「同上」

3 第一項の申請書（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を經由して提出することができる。

4 第一項の申請書（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を經由して提出することができる。

5 「同上」

(法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項)

第六条 法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 同上」

四 該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

五 教育・保育給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

〔六・七 略〕

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 教育・保育給付認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

四 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

四 該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

五 教育・保育給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

〔六・七 同上〕

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 教育・保育給付認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

四 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

五 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

六 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

七 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

八 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

九 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

十 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

五 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

六 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

七 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

八 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

九 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

十 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

十一 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

十二 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

十三 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

〔二〇四 略〕

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更を行う場合の手続）

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行うときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教

十一 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

十二 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

十三 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

〔二〇四 同上〕

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更を行う場合の手続）

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行うときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、

育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2 「略」

(令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者)

第二十二條 令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 「略」

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所若しくは入居又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

「三〇七 略」

(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第二十九條 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

「一〇六 略」

七 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どももの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どももの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どももの

当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2 「同上」

(令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者)

第二十二條 令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 「同上」

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

「三〇七 同上」

(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第二十九條 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

「一〇六 同上」

七 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どももの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どももの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子

区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数

〔八〇十七 略〕

(特定教育・保育施設の利用定員の届出の手續)

第三十条 法第三十一条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

〔一〇三 略〕

四 定めようとする法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもは、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用定員の数

(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)

第三十一条 法第三十二条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもは、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数

〔五・六 略〕

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)

第三十四条 法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

〔一〇三 略〕

どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数

〔八〇十七 同上〕

(特定教育・保育施設の利用定員の届出の手續)

第三十条 法第三十一条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

〔一〇三 同上〕

四 定めようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもは、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用定員の数

(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)

第三十一条 法第三十二条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもは、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数

〔五・六 同上〕

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)

第三十四条 法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

〔一〇三 同上〕

四 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どももの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どももの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どももの区分）ごとの減少後の利用定員

（令第十八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十五条 令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、こども家庭庁長官又は都道府県知事（第四十二条、第四十六条及び第五十三条の四において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない者とする。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〇十六 略〕

十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項及び第二項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて

四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どももの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どももの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どももの区分）ごとの減少後の利用定員

（令第十八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十五条 令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事（第四十二条、第四十六条及び第五十三条の四において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない者とする。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〇十六 同上〕

十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）第四十二条第一項及び第二項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて

「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称
十八 「略」

（特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等）

第四十一条 「略」

2 「略」

3 第三十四条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十四条第四号中「法第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子ども区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども区分）」とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども区分」と読み替えるものとする。

（市町村長の求めに応じて法第五十六条第一項の権限を行った場合における子ども家庭庁長官又は都道府県知事による通知）

第四十七条 法第五十六条第四項の規定により子ども家庭庁長官又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならぬ。

（法第五十七条第三項の規定による命令に違反した場合における子ども家庭庁長官又は都道府県知事による通知）

第四十八条 子ども家庭庁長官又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が法第五十七条第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該特定教育・保育提供者の確認を行った市町村長に通知しなければならない。

（令第二十二條の三第一項の内閣府令で定める者）

「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称
十八 「同上」

（特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等）

第四十一条 「同上」

2 「同上」

3 第三十四条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十四条第四号中「法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子ども区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども区分）」とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども区分」と読み替えるものとする。

（市町村長の求めに応じて法第五十六条第一項の権限を行った場合における内閣総理大臣又は都道府県知事による通知）

第四十七条 法第五十六条第四項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならぬ。

（法第五十七条第三項の規定による命令に違反した場合における内閣総理大臣又は都道府県知事による通知）

第四十八条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が法第五十七条第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該特定教育・保育提供者の確認を行った市町村長に通知しなければならない。

（令第二十二條の三第一項の内閣府令で定める者）

第五十三条の四 令第二十二條の二第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十八條の八第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定子ども・子育て支援提供者による子ども・子育て支援の提供体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該子ども・子育て支援提供者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない者とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第五十三條の五 令第二十二條の二第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十八條の八第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(令第二十四條第二項の内閣府令で定める事由)

第五十八條 令第二十四條第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一 三 略」

四 災害その他緊急やむを得ない場合としてこども家庭庁長官が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと

附 則

(特定市町村の要件)

第八條 法附則第十四條第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)、特定地域型保育事業又は特例保育

第五十三条の四 令第二十二條の三第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十八條の八第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定子ども・子育て支援提供者による子ども・子育て支援の提供体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該子ども・子育て支援提供者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない者とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第五十三條の五 令第二十二條の三第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十八條の八第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(令第二十四條第二項の内閣府令で定める事由)

第五十八條 令第二十四條第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一 三 同上」

四 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと

附 則

(特定市町村の要件)

第八條 法附則第十四條第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)、特定地域型保育事業又は特例保育

を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第十九条第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二 「略」

（協議会）

第十条 法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

「一・二 略」

「2・3 略」

4 都道府県知事は、協議会を組織したときは、次の各号に掲げる事項をこども家庭庁長官に届け出るものとする。

「一・三 略」

5 こども家庭庁長官は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を文部科学大臣に通知するものとする。

6 「略」

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

「一・三 略」

四 教育・保育等の内容に関する事項

「イ・ロ 略」

ハ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮

を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二 「同上」

（協議会）

第十条 法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

「一・二 同上」

「2・3 同上」

4 都道府県知事は、協議会を組織したときは、次の各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出るものとする。

「一・三 同上」

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を文部科学大臣及び厚生労働大臣に通知するものとする。

6 「同上」

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

「一・三 同上」

四 教育・保育等の内容に関する事項

「イ・ロ 同上」

ハ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮

<p>等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。） 「二〇〇リ 略」 「五・六 略」</p>	<p>等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。） 「二〇〇リ 同上」 「五・六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

子ども・子育て支援検査証

第 号

官 職
又は職名

氏 名

生年月日

写
真

子ども・子育て支援法第十三条及び第十四条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。

令和 年 月 日 交付

市（区）町村長

印

(裏面)

子ども・子育て支援法（抄）

(報告等)

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

子ども・子育て支援検査証

第 号

官 職
又は職名

氏 名

生年月日

写
真

子ども・子育て支援法第十五条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）
に定める当該職員であることを証する。

令和 年 月 日 交付

こども家庭庁長官

都道府県知事

印

(裏面)

子ども・子育て支援法 (抄)

(報告等)

第十三条 (略)

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(権限の委任)

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 (略)

第七十八条 第十五条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

子ども・子育て支援検査証

第 号

官 職
又は職名

氏 名

生年月日

子ども・子育て支援法第三十八条、第五十条、第五十六条及び第五十八条の八に定める当該職員であることを証する。

令和 年 月 日 交付

市（区）町村長

印

写
真

(裏面)

子ども・子育て支援法（抄）

（報告等）

第十三条 （略）

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告等）

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（報告等）

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（報告等）

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

第七十九条 第三十八条第一項、第五十条第一項若しくは第五十八条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

(内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部改正)

第七条 内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和三年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>一・二 「略」</p> <p>「号を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項（同法附則第二条第三項の規定により準用する場合を含む。）</p> <p>二・三 「同上」</p> <p>四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十三条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十五条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）及び第二項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条の八第一項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。